

第8回 大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議 質疑要旨

○と き 平成 29 年 7 月 31 日 (月)
午後 2 時から午後 3 時 20 分まで

○ところ 大阪府新別館南館 5 階マッセ大阪 第 4 研修室

○質疑要旨

【議題 (1) 大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議における検討状況について】
質疑なし

【議題 (2) 平成 29 年度の財政運営検討 W・G 及び事業運営検討 W・G の検討事項について】
質疑なし

【議題 (3) 大阪府国民健康保険運営方針たたき台 (案) について】

(市町)

協議中、今後協議となっている箇所は、検討を鋭意進めていただきたい。20・21 ページの「6 府内統一保険料(税)率」及び「7 激変緩和措置」については、今一段の検討が必要と考えており、今後の検討を踏まえ、修正の余地を残しておく必要がある。続いて、3 ページの「(1)市町村国保が抱える構造的な課題」の中で、『加入者の所得水準は相対的に低く、保険料(税)の引き上げによる収入の確保が難しい』との記載について、『加入者の所得水準は相対的に低いという構造的な課題を抱えており、』というようにしてはどうか。

(市町)

保険料が上昇しないように最大限、配慮すべき。また、多人数世帯への配慮として、均等割、平等割の賦課割合の設定について、引き続き検討していただきたい。さらに、子育て支援の観点から、子どもの均等割に対する軽減などの実施を検討願いたい。

(市町)

前回の骨子案と比較し、議論が進んでいるという印象を受けた。一方で、まだ協議中とされている項目もあることから、引き続き鋭意協議いただきたい。

(市町)

21 ページの激変緩和措置について、大阪府では所得係数 β について β' を設定しないこととしているが、全国よりも所得水準が低く、応益割の負担が重くなることから、低所得者層への影響が大きい。負担が重い層に対する府独自の恒常的な軽減について、検討いただきたい。

(市町)

今年度に入り、ワーキング・グループでの議論が進み、徐々に形が見えてきたという印象。激変緩和について、どのような方法がよいのか思案している。6 年間かけて段階的に引き上げていくことが本当に

よいのか。被保険者の抱く印象として、広域化されることにより、毎年負担が増えていっているというネガティブなものとなるのではと懸念しており、激変緩和のあり方については、今後もきっちりと議論すべきと考える。

(市町)

統一保険料の実現に向け、法定外の一般会計繰入を解消するために各市町村で実施する激変緩和についても、激変緩和期間中は致し方がないが、6年後の激変緩和終了時には、必ず統一が実現できるよう各市町村が期間を遵守すべきと考える。その他の部分については、このたたき台の方向性で進めていただきたい。

(市町)

たたき台の内容については、異議はない。激変緩和について、府内統一の標準保険料にたどり着くまで各市町村の体力がもつか懸念しているが、6年間という期間は、はじめとして設定すべきと考えており、その期間内で調整していきたい。

(市町)

収納率向上策について、より具体的な記載が必要と考える。収納率の低い市町村の底上げを図るなど、より一層の検討が必要である。

(市町)

15 ページの「累積赤字の取扱い」に関し、多くの市町村が、赤字解消計画に基づき、一般会計繰入等の策を講じ、平成 29 年度までに累積赤字を解消すべく、取組みを進めてきた。平成 30 年度からは足並みが揃ってスタートできるものと考えていたが、平成 30 年度以降に累積赤字解消を行うことについてどのように考えているのか。

様式 3-2 別記の 1 ページ、「(1)減免」の旧被扶養者に対する減免については、①・②のいずれにも該当することが条件であるため、文言修正が必要と考える。

減免について、別記に記載のある 4 項目以外の内容についても協議中とのことであるが、「子どもの被保険者」に対する国の追加公費を財源に子どもがいる世帯に対する軽減といった施策を講じてはどうか。

激変緩和について、法定外繰入解消に向けた市町村の激変緩和分を市町村任せとしていけば、6年後に統一できないケースが生じるのではないかと憂慮している。大阪府主導でスピード感をもって議論いただきたい。

資料 3-2(別記)について、最終的には運営方針の中に組み込むことになるのか。

(事務局)

運営方針は、方向性や大枠を記載するものであることから、(別記)にあるような詳細の共通基準は盛り込まない想定である。まとめ方については今後検討していく。

(市町)

別記にある内容についても、運営方針と同様に 3 年に 1 度見直すこととなるのか。

(事務局)

その通り。

その他にご意見いただいた部分について、説明をさせていただきます。

まず、激変緩和について、これまでの試算の内容に、減免や保健事業等の経費を組み込んだうえで、国の追加公費を含めた試算を改めて実施しているところであるが、全国の試算結果を踏まえ、国から更なる激変緩和策等の考え方の提示がある可能性もある。そのあたりの情報収集も行いながら、被保険者に対する影響をどのように抑えるか検討していく。

続いて低所得者等に対する軽減策についてであるが、試算結果を分析した上で、今後ワーキング・グループにおいて検討する課題と認識している。

収納率に関しては、めざすべき「目標収納率」と、標準保険料率を算定するにあたっての「標準収納率」の2つの定義がある。収納率の向上をめざし、「目標収納率」については、規模別目標収納率の達成状況と前年度からの伸び率という2つの側面から評価し、インセンティブ策を講じる予定である。「標準収納率」については、調整を加えた実収納率が規模別目標収納率を上回っている場合は、実収納率より低い値を標準収納率としインセンティブとするとともに、下回っている場合は、実収納率に0.5～1%上積みした値を標準収納率とする方向性しているところ。具体的な「標準収納率」については、第3回試算をふまえ、今後改めて検討していく。

累積赤字の解消に関しては、平成29年度末までの解消をめざすことを基本と考えているが、赤字解消計画を策定している市町村においては、計画に基づき解消する必要があると考えている。

(市町)

第3回の試算結果は、いつ頃出るか。

(事務局)

8月中旬をめざしている。